

災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定

富山大学附属病院

名古屋大学医学部附属病院

金沢大学附属病院

三重大学医学部附属病院

福井大学医学部附属病院

滋賀医科大学医学部附属病院

山梨大学医学部附属病院

京都大学医学部附属病院

信州大学医学部附属病院

大阪大学医学部附属病院

岐阜大学医学部附属病院

大阪大学歯学部附属病院

浜松医科大学医学部附属病院

神戸大学医学部附属病院

災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、近畿・中部地区における各国立大学法人の医学部附属病院及び歯学部附属病院（以下、「大学病院」という。）の病院長の協議により、地震・台風等による災害が発生し、被災大学病院独自では十分に患者の身体・生命の安全等の応急措置に対応できない場合、不慮の事故の場合に、他の協定間大学病院から被災大学病院に対する支援及び大学病院が被災地において医療支援活動を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療機器、薬品類、食料その他応急物資の援助措置
- (2) 必要に応じ、医師、看護師、コメディカル要員、その他の人員の派遣措置
- (3) 重症患者の移送、代替診療
- (4) 復旧のための技術者等の派遣
- (5) 被災地における大学病院の支援活動に対する後方支援
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(支援要請の手続き)

第3条 支援を受けようとする大学病院は、第5条に定める幹事大学病院等に対し、次の事項を明らかにして、取りあえず電話、FAX等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条に掲げるものの品名、数量、職種別人員
- (3) 支援の場所及び支援場所への経路
- (4) 支援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(支援に要する経費の負担)

第4条 支援に要する経費は、原則として支援する大学病院の負担とする。

(幹事大学病院等)

第5条 災害が発生した場合における相互支援情報等の円滑な連絡調整を図るための拠点校として、別に定めるところにより幹事大学病院及び副幹事大学病院を置くものとする。

(相互連絡窓口)

第6条 各協定大学病院は、あらかじめ相互支援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(連絡会議の開催)

第7条 協定大学病院は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、定期的に連絡会議を開催するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項で必要が生じた場合には、その都度、協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第6条に定める連絡担当部課が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、各協定大学病院は記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年4月1日

附則

第5条に定める幹事大学病院は、当分の間、浜松医科大学医学部附属病院と金沢大学附属病院とし、副幹事大学病院は名古屋大学医学部附属病院と滋賀医科大学医学部附属病院とする。



付記

この協定は、昭和57年1月4日から実施する。

付記

この協定は、昭和62年6月1日から実施する。

付記

この協定は、昭和63年6月1日から実施する。

付記

この協定は、平成8年4月1日から実施する。

付記

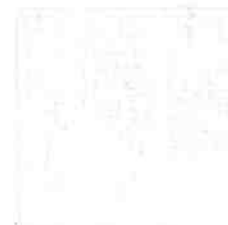
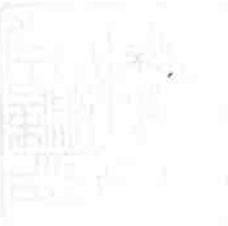
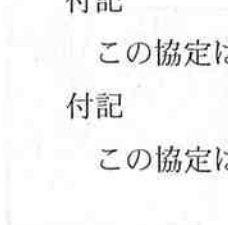
この協定は、平成10年10月1日から実施する。

付記

この協定は、平成16年4月1日から実施する。

付記

この協定は、平成20年4月1日から実施する。



富山大学附属病院長

小林



金沢大学附属病院長

富田勝郎



福井大学医学部附属病院長

山口明夫



山梨大学医学部附属病院長

星和彦



信州大学医学部附属病院長

小池健一



岐阜大学医学部附属病院長

森脇久隆



浜松医科大学医学部附属病院長

中 村

達



名古屋大学医学部附属病院長

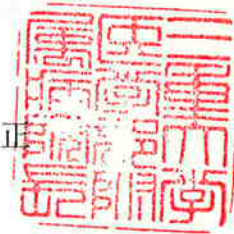
松 尾 清



三重大学医学部附属病院長

内 田 淳

正



滋賀医科大学医学部附属病院長

柏 木 厚

典



京都大学医学部附属病院長

中 村 孝

志



大阪大学医学部附属病院長

林 紀

夫



大阪大学歯学部附属病院長

大 嶋



神戸大学医学部附属病院長

杉 村 和 朗



「災
必要

1.

2. 3

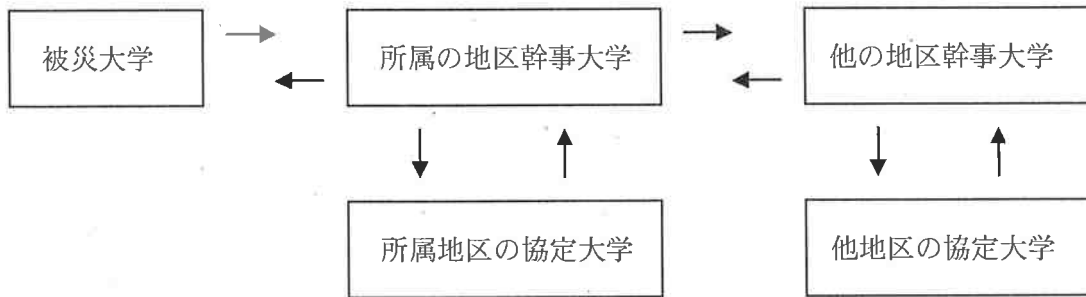
「災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定」に係る具体的対応

「災害時等における大学病院間の相互支援に関する協定」（以下「協定」という。）第8条に定める必要な事項は、次のとおりとする。

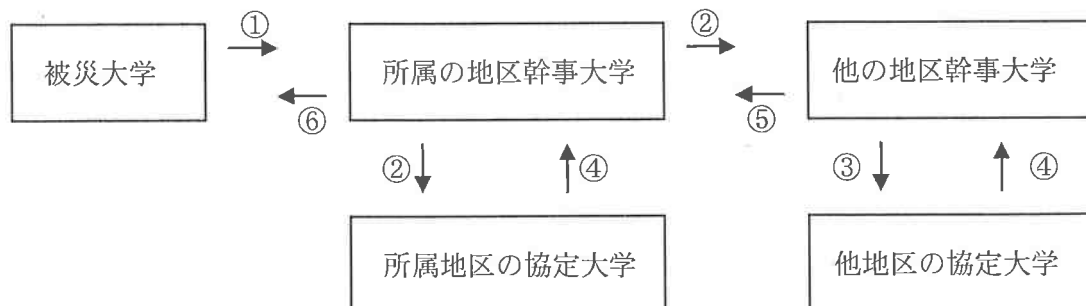
1. 連絡体制

- 1) 近畿・中部地区をA地区、B地区の2つに分け、各々「地区幹事大学」及び「地区副幹事大学」を置き、地区の連絡・調整の拠点とする。
- 2) 被災大学は、所属の地区幹事大学に連絡する。
- 3) 地区幹事大学は、他の地区幹事大学に連絡を取るとともに、所属の各協定大学に連絡する。
- 4) 地区幹事大学が被災を受けた場合は、地区副幹事大学が連絡・調整を代行する。
- 5) 地区別大学及び連絡網は、下図のとおりとする。

地区別	地区幹事大学	協 定 大 学		
	地区副幹事大学			
A地区	浜松医科大学	山梨大学	信州大学	岐阜大学
	名古屋大学	浜松医科大学	名古屋大学	三重大学
B地区	金沢大学	富山大学	金沢大学	福井大学
	滋賀医科大学	滋賀医科大学	京都大学	



2. 支援要請の連絡内容



1) ①、②、③の連絡内容

- (1) 被災の状況
- (2) 医療機器、薬品類、食料その他応急物資の支援要請（品目、規格、数量等）
- (3) 医師等の派遣要請（派遣要請班数、医師、看護師等の人数）
- (4) 支援場所及び支援場所への経路
- (5) 支援の期間
- (6) 患者の受入れの要請（空ベッド数、外来患者の受入れ状況）
- (7) その他

2) ④、⑤、⑥の連絡内容

- (1) 医療機器、薬品類、食料その他応急物資の支援の回答
- (2) 医師等の派遣の回答、又は通知
- (3) 支援場所への輸送方法、経路及び到着予定日時
- (4) 支援の期間
- (5) 患者の受入れの回答、又は通知（空ベッド数、外来患者の受入れ状況）
- (6) その他

3) その他

重症患者の移送連絡についても、上記連絡内容を参考にする。

3. 連絡方法

①協定第3条に定める連絡方法のほか、各協定大学は、共通性のある手段を整備し活用を図るものとする。

1) ホットライン

必要に応じ、地区幹事大学又は地区副幹事大学において速やかに設置に努める。

2) 携帯電話

各協定大学において積極的に整備に努める。

3) 大学医療情報ネットワーク（ユーミン）

ユーミンの積極的な活用を図るため、整備に努める。

4) 無線機

②上記以外の通信手段の活用を図る場合は、その都度協定大学間で協議するものとする。

4. 物資の支援等

- 1) 医療機器、医薬品、食料その他応急物資の支援については、被災大学の状況及び程度に応じ、近隣の大学から実態に応じて支援する。
- 2) 各協定大学は、非常食を常備するものとする。

5. 要員の支援等

1) 派遣要員の編成

医師等の派遣は、被災大学の要請により、必要に応じて救護班（医師、診療コメディカル要員、事務職員等）を編成して対応する。

なお、各協定大学において予め緊急時の支援体制を検討し、常々派遣可能要員の把握に務める。

2) 支援の期間

支援の期間は、被災大学の要請に応じて対応する。

3) 救急用品等

救護班が当面必要とする救急用品等（聴診器ほか）は、派遣大学で用意する。

6. 輸送手段の確保

1) 各協定大学において保有している患者輸送用自動車等の有効活用を図るための協力体制をとる。

2) 各協定大学は、支援のための輸送手段の確保及び重症患者の移送について、必要に応じて県、消防機関、自衛隊等への協力を求めるものとする。

を図る

度に応